

議案第 7 3 号

南丹市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

南丹市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項及び地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

南丹市長 西村 好高

過疎地域持続的発展市町村計画（変更）

都道府県名 京 都 府
市町村名 南 丹 市

【議決予定：令和 8 年 9 月】

区 分		変 更 後					変 更 前（頁、行）					備考				
6 生活環境の整備								南丹市水道事業について								
		給水区域		計画内容		令和7年度末の状況			給水区域		計画内容		令和6年度末の状況			
		事業区分	浄水場	計画人口（人）	計画給水量（㎡／日）	実給水人口（人）	給水件数（件）	実給水量（㎡／年）	事業区分	浄水場	計画人口（人）	計画給水量（㎡／日）	実給水人口（人）		給水件数（件）	実給水量（㎡／年）
		園部	船岡	19,035	9,780	15,147	7,417	1,822,119	園部	船岡	19,035	9,780	15,269		6,075	1,855,027
			船阪													
			大河内第2													
		八木	千代川（亀岡市受水）			3,491	1,741	411,332	八木	千代川（亀岡市受水）			3,472		1,458	409,196
		八木	川東	3,533	2,459	3,068	1,451	482,518	八木	川東	3,533	2,459	3,149		1,429	471,988
		胡麻	胡麻第1	2,169	1,010	2,006	948	237,386	胡麻	胡麻第1	2,169	1,010	2,055		955	229,516
			胡麻第2													
		日吉中央	殿田	1,545	1,288	1,351	688	240,047	日吉中央	殿田	1,545	1,288	1,405		771	248,353
			片野													
			和田													
		四ツ谷	四ツ谷	252	126	202	119	16,933	四ツ谷	四ツ谷	252	126	206		151	16,603
中世木	中世木	102	50	83	41	7,597	中世木	中世木	102	50	88	58	7,566			
佐々江	佐々江	137	71	124	72	10,461	佐々江	佐々江	137	71	128	104	11,020			
生畑・木住	生畑木住	239	135	196	97	23,874	生畑・木住	生畑木住	239	135	206	111	25,874			

畑郷	畑郷	127	70	<u>96</u>	<u>58</u>	<u>8.753</u>
美 山 中 央	須麦谷	1,243	731	<u>1,142</u>	<u>622</u>	<u>169,358</u>
	静原第 1					
	静原第 2					
	川谷					
	音海					
知井	河内谷	527	349	<u>471</u>	<u>237</u>	<u>50,018</u>
内久保	内久保	183	73	<u>160</u>	<u>90</u>	<u>14,813</u>
平屋	野添	523	339	<u>458</u>	<u>234</u>	<u>66,208</u>
	又林					
宮島	原	319	142	<u>265</u>	<u>121</u>	<u>25,592</u>
鶴ヶ岡	高野	665	408	<u>563</u>	<u>281</u>	<u>59,038</u>
	洞					
	見館					
芦生	芦生	38	28	<u>42</u>	<u>23</u>	<u>5,224</u>
佐々里	佐々里	23	11	<u>17</u>	<u>12</u>	<u>1,650</u>

畑郷	畑郷	127	70	<u>96</u>	<u>78</u>	<u>9.505</u>
美山中央	須麦谷	1,243	731	<u>1,174</u>	<u>716</u>	<u>188,267</u>
	静原第 1					
	静原第 2					
	川谷					
	音海					
知井	河内谷	527	349	<u>488</u>	<u>355</u>	<u>50,648</u>
内久保	内久保	183	73	<u>163</u>	<u>87</u>	<u>14,996</u>
平屋	野添	523	339	<u>476</u>	<u>316</u>	<u>73,162</u>
	又林					
宮島	原	319	142	<u>273</u>	<u>151</u>	<u>27,348</u>
鶴ヶ岡	高野	665	408	<u>581</u>	<u>386</u>	<u>57,943</u>
	洞					
	見館					
芦生	芦生	38	28	<u>44</u>	<u>30</u>	<u>5,557</u>
佐々里	佐々里	23	11	<u>17</u>	<u>14</u>	<u>1,773</u>

区 分		変 更 後									変 更 前 (頁、行)									備考		
6 生 活 環 境 の 整 備											下水道の状況 (令和7年3月31日現在)											
		事業	処理区	処理区 域 内面積 (ha)	行政区域内		現在処 理区域 内 (人)	普及率 (%) ^⑧ / _⑨	現在水洗便所設置		水洗化 率 (%) ^⑩ / _⑪	事業	処理区	処理区 域 内面積 (ha)	行政区域内		現在処 理区域 内 (人)	普及率 (%) ^⑧ / _⑨	現在水洗便所設置済		水洗化 率 (%) ^⑩ / _⑪	
					世帯 (戸)	人口 (人) ⑩			世帯 (戸)	人口 (人) ⑪					世帯 (戸)	人口 (人) ⑪			世帯 (戸)			人口 (人) ⑪
		公共下水道事業	園 部	433.1	5,696	11,641	11,641	100.0	5,397	11,171	96.0	公共下水道事業	園 部	433.1	5,611	11,665	11,665	100.0	5,323		11,187	95.9
			八 木	368.0	2,402	4,907	4,907	100.0	2,125	4,402	89.7		八 木	368.0	2,539	4,944	4,944	96.3	2,072		4,389	88.8
			計	801.1	8,098	16,548	16,548	100.0	7,522	15,573	94.1		計	801.1	8,150	16,609	16,609	98.9	7,395		15,576	93.8
		特定環境保全公共下水道事業	西 部	69.0	492	1,052	1,052	100.0	471	1,017	96.7	特定環境保全公共下水道事業	西 部	69.0	499	1,084	1,084	100.0	476		1,047	96.6
			西本梅	59.8	338	681	681	100.0	326	660	96.9		西本梅	59.8	335	703	703	100.0	323		681	96.9
			八木北	49.0	431	899	899	100.0	389	826	91.9		八木北	49.0	437	916	916	100.0	384		825	90.1
胡 麻	97.8		951	2,007	2,007	100.0	854	1,819	90.6	胡 麻	97.8		969	2,065	2,065	100.0	879	1890	91.5			
殿 田	49.2		398	766	766	100.0	322	639	83.4	殿 田	49.2		394	789	789	100.0	324	666	84.4			
計	324.8		2,610	5,405	5,405	100.0	2,362	4,961	91.8	計	324.8		2,634	5,557	5,557	100.0	2,386	5,109	91.9			
農業集落排水事業	船 岡	18.0	139	309	309	100.0	133	299	96.8	農業集落排水事業	船 岡	18.0	139	320	320	100.0	133	310	96.9			
	摩気東部	35.0	197	393	393	100.0	177	351	89.3		摩気東部	35.0	197	407	407	100.0	177	364	89.4			
	大河内	8.6	45	68	68	100.0	43	66	97.1		大河内	8.6	46	73	73	100.0	45	71	97.3			
	天 引	8.2	63	130	130	100.0	59	125	96.2		天 引	8.2	63	133	133	100.0	59	128	96.2			
	川 辺	18.5	137	272	272	100.0	125	257	94.5		川 辺	18.5	134	274	274	100.0	122	259	94.5			

		園部北部	20.6	200	411	411	100.0	184	386	93.9
		美里	6.0	54	120	120	100.0	52	116	96.7
		神吉	17.4	155	311	311	100.0	145	291	93.6
		殿	23.6	147	307	307	100.0	136	281	91.5
		下田原	10.9	124	240	240	100.0	110	214	89.2
		四ツ谷	16.9	102	177	177	100.0	85	155	87.6
		佐々江	25.0	72	124	124	100.0	56	101	81.5
		宮島	56.3	173	339	339	100.0	154	292	86.1
		北中	19.7	92	204	204	100.0	85	192	94.1
		鶴ヶ岡	17.1	59	116	116	100.0	57	113	97.4
		平屋	21.9	105	217	217	100.0	94	189	87.1
		大野	21.9	125	233	233	100.0	110	207	88.8
		宮島大野	19.3	93	192	192	100.0	84	163	84.9
		計	371.0	2,082	4,163	4,163	100.0	1,889	3,798	91.2
	合併処理浄化槽事業	園部区域	—	105	179	179	100.0	68	124	69.3
		八木区域	—	64	121	121	100.0	19	33	27.3
		日吉区域	—	245	464	464	100.0	180	356	76.7
		美山区域	—	971	1,809	1,809	100.0	771	1,497	82.8
		園部北部	20.6	205	437	437	100.0	189	412	94.3
		美里	6.0	54	123	123	100.0	52	119	96.7
		神吉	17.4	155	319	319	100.0	147	301	94.4
		殿	23.6	148	320	320	100.0	139	294	91.9
		下田原	10.9	127	250	250	100.0	113	224	89.6
		四ツ谷	16.9	104	179	179	100.0	87	157	87.7
		佐々江	25.0	74	128	128	100.0	58	105	82.0
		宮島	56.3	177	353	353	100.0	161	311	88.1
		北中	19.7	98	212	212	100.0	91	209	94.8
		鶴ヶ岡	17.1	62	120	120	100.0	60	117	97.5
		平屋	21.9	109	228	228	100.0	99	201	88.2
		大野	21.9	128	239	239	100.0	113	213	89.1
		宮島大野	19.3	92	191	191	100.0	82	160	83.8
		計	371.0	2,112	4,306	4,306	100.0	1,927	3,947	91.7
	合併処理浄化槽事業	園部区域	—	96	173	173	100.0	65	124	71.7
		八木区域	—	66	127	127	100.0	19	36	28.8
		日吉区域	—	251	490	490	100.0	190	384	78.4
		美山区域	—	1,002	1,873	1,873	100.0	788	1,545	82.5

	計	—	<u>1.385</u>	<u>2.573</u>	<u>2.573</u>	100.0	<u>1.038</u>	<u>2.010</u>	<u>78.1</u>
--	---	---	--------------	--------------	--------------	-------	--------------	--------------	-------------

(3)計画

区分	事業名	事業概要	事業主体
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設	公共下水道 処理施設再編統合 (特環 1 処理区) <u>削除</u>	南丹市

	計	—	<u>1.415</u>	<u>2.663</u>	<u>2.663</u>	100.0	<u>1.062</u>	<u>2.089</u>	<u>78.4</u>
--	---	---	--------------	--------------	--------------	-------	--------------	--------------	-------------

(3)計画

区分	事業名	事業概要	事業主体
5 生活環境の整備	(2)下水処理施設	公共下水道 処理施設再編統合 (特環 1 処理区、 <u>農排 1 処理区</u>)	南丹市

6 生活環境の整備

(新設) 4 4 頁、4 行

ウ 廃棄物処理施設

(1) 現況と問題点

船井郡衛生管理組合を構成する南丹市及び京丹波町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、京都中部クリーンセンターし尿処理施設で処理されている。本施設は、平成10年3月に竣工してから現在に至るまで、膜分離高負荷脱窒素処理と高度処理を併用し適正な処理を行っているが、経年劣化による老朽化が顕著になっている。

(2) その対策

京都中部クリーンセンターし尿処理施設長寿命化総合計画に基づき、本施設の基幹的設備改良工事及びそれに附帯する建築、機械及び電気工事を行うとともに、地球温暖化対策を推進するための CO2 削減対策及び災害対応能力の強化も合わせて実施する。

市町名	種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
南丹市	し尿	1,731	1,770	1,653	1,592	1,449	1,351	1,352
	浄化槽汚泥	6,227	6,170	6,036	6,033	5,975	5,976	5,862
	計	7,958	7,940	7,689	7,625	7,424	7,327	7,214
京丹波町	し尿	1,015	1,090	1,056	1,005	1,003	982	941
	浄化槽汚泥	7,309	7,349	7,003	6,994	6,820	6,920	7,038
	計	8,324	8,439	8,059	7,999	7,823	7,902	7,979
全域	し尿	2,746	2,860	2,709	2,597	2,452	2,333	2,293
	浄化槽汚泥	13,536	13,519	13,039	13,027	12,795	12,896	12,900
	計	16,282	16,379	15,748	15,624	15,247	15,229	15,193

(3) 計画

<u>事業名</u>	<u>事業内容</u>	<u>備考</u>
<u>(3)廃棄物処理施設</u> <u>し尿処理施設</u>	<u>し尿処理施設基幹的設備改良工事</u>	<u>船井郡衛生管理組合</u>

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

エ. 火葬場
(略)

オ. 消防施設
(略)

ウ. 火葬場
(略)

エ. 消防施設
(略)

区 分	変 更 後	変 更 前 (頁、行)	備 考
7 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<u>ウ. 障害者福祉施設</u> <u>(1) 現況と問題点</u> <u>令和8年3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者数は2,523人で、総人口に占める割合は8.73%となっている。所持者数及び総人口に占める割合は、近年緩やかな減少傾向にある。一方、療育手帳所持者数は456人で、総人口に占める割合は1.58%となっており、所持者数及び総人口に占める割合は緩やかな増加傾向にある。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は419人で、総人口に占める割合は1.45%となっており、近年大きく増加している状況である。</u> <u>このような状況の中、本市では「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち南丹市」を基本理念として、令和6年3月に第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定した。</u> <u>少子高齢化の進展や障がい者を取り巻く課題の複雑化・多様化が進む中、障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するため、地域全体で支え合い、障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、より実効性の高い施策の推進が必要である。</u> <u>(2) その対策</u> <u>障がいのある人の地域における自立した生活の実現に向けては、就労の場の確保と就労支援体制の充実が重要な課題となっている。このため、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支援が提供できるよう、関係機関との連携強化や支援体制の整備を推進する必要がある。また、障害者支援施設については、利用者の能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活の実現を支援するため、施設環境の整備を進め、障がい者福祉の向上を図る。</u>	(新設) 50頁、2行	

(3) 計 画			
高齢者等の向上及び増進 6 子育て環境の確保	区分	事業名	事業内容
	備考		
		(5)障害者福祉施設	障害者支援施設改修工事(2施設)
		障害者支援施設	
		-	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合			
<u>本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。</u>			
<u>この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。</u>			
<u>エ. その他</u> (略)			<u>ウ. その他</u> (略)

区 分	変 更 後	変 更 前 (頁、行)	備 考												
9 教育の振興	イ. 社会教育 (3) 計 画 P57	イ. 社会教育 (3) 計 画 P57													
	<table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(3)集会施設、体育施設等 集会施設</td><td><u>南丹市立中央図書館 大規模改修</u> <u>南丹市立文化博物館 大規模改修</u> 園部北部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備 (略)</td><td>南丹市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	<u>南丹市立中央図書館 大規模改修</u> <u>南丹市立文化博物館 大規模改修</u> 園部北部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備 (略)	南丹市	<table><tr><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th></tr><tr><td>(3)集会施設、体育施設等 集会施設</td><td><u>追加</u> <u>追加</u> 園部北部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備 (略)</td><td>南丹市</td></tr></table>	事業名	事業内容	事業主体	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	<u>追加</u> <u>追加</u> 園部北部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備 (略)	南丹市	
	事業名	事業内容	事業主体												
(3)集会施設、体育施設等 集会施設	<u>南丹市立中央図書館 大規模改修</u> <u>南丹市立文化博物館 大規模改修</u> 園部北部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備 (略)	南丹市													
事業名	事業内容	事業主体													
(3)集会施設、体育施設等 集会施設	<u>追加</u> <u>追加</u> 園部北部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備 (略)	南丹市													